

最高裁秘書第3651号

令和6年12月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和6年12月18日に答申（令和6年度（情）答申第24号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（情）諮問第8号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年7月11日（令和6年度（情）諮詢第8号）

答申日：令和6年12月18日（令和6年度（情）答申第24号）

件名：大阪高等裁判所における民事抗告事件事務処理要領の不開示判断（不存在）
に関する件

答申書

第1 委員会の結論

大阪高裁の民事抗告事件事務処理要領（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が令和6年5月30日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書は、大阪高裁庁内ホームページの高裁民事のページ（こうみん w e b）に掲載されているはずであるから、大阪高裁が所持しているといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 大阪高等裁判所において、本件開示申出文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

本件開示申出文書を作成すべき根拠はなく、大阪高等裁判所が本件開示申出文書を作成又は取得していないことに不合理な点はない。

2 これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書は、大阪高裁庁内ホームページ

ジの高裁民事のページ（以下「本件ページ」という。）に掲載されているはずであるから、大阪高等裁判所は本件開示申出文書を所持していると主張し、それを裏付ける資料として、「民事抗告事件事務処理要領（会報書記官11号）」について記載がある文書（以下「本件資料」という。）を提出する。

しかしながら、本件資料に記載の「民事抗告事件事務処理要領（会報書記官11号）」は、他庁が作成したものであって、大阪高等裁判所が作成したものではない。また、本件資料は、事務処理をする上での一般的な参考資料の一つとして、他の雑誌記事と並べて上記雑誌記事の標目を挙げているのみであり、本件ページに掲載しているものとして挙げているものではない。これらを踏まえると、「大阪高等裁判所の民事抗告事件事務処理要領」を作成取得していないとする原判断に不合理な点はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年7月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 審議
- ④ 同年12月13日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、大阪高等裁判所が作成した本件資料上に「民事抗告事件事務処理要領（会報書記官11号）」との記載があったとしても、大阪高等裁判所が本件開示申出文書を保有していないことが不合理ではない事情として、概要、「民事抗告事件事務処理要領（会報書記官11号）」は、大阪高等裁判所以外の裁判所が作成したものであること、「民事抗告事件事務処理要領（会報書記官11号）」は、事務処理をする上での一般的な参考資料の一つとして、本件資料にその標目が記載されているのみで、本件ページに掲載しているものとして記載されているわけではないことを説明する。当委員会庶務を通

じて確認した結果によれば、上記説明に係る事実はいずれもそのとおりであると認められ、これらの事実を踏まえれば、本件資料上に「民事抗告事件事務処理要領（会報書記官11号）」との記載があったとしても、大阪高等裁判所が、記載に係る文書を保有していないなければならないとはいえない。その他に、大阪高等裁判所が、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

2 以上のとおり、原判断については、大阪高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸 雅子

委員 川 神 裕